

<更新申請>

★留意事項 ・基準支給量又は標準利用期間を超えて利用を希望する場合は下記提出書類に加え、基準支給量を超えて支給決定を希望する理由書又は標準利用期間を超えて更新を希望する理由書を添付してください。（児童発達支援センター及び放課後等デイサービスのセルフプランの方を除く） ※理由書は申請毎に必要です。（訪問系サービスについては、2回目以降に同じ支給量で更新する場合は、当該理由書の提出は不要） ※2回目以降の基準支給量を超えて利用を希望する場合の申請については、当該申請前の直近半年間（放課後等デイサービスについては、直近半年間及び長期休暇）において、基準支給量を超える利用実績（※毎月超過していなくてもよい）がない場合は認められません。 基準支給量の例）生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援：原則の日数（各月－8日）、児童発達支援・放課後等デイサービス：23日、短期入所：7日、保育所等訪問支援：2日 ・毎月モニタリングを実施する場合は、計画書の「その他の留意事項欄」へ当該理由を記載してください。 ・計画案には、利用するサービスの1月当たりの利用日数又は利用時間を記載してください。（目安⇒週1回利用：月5日、週2回：月10日、週3回：月15日、週4回：月20日、週5回：月23日） ・障がい支援区分の更新を希望する場合は、先に更新申請書（区分有）のみを提出してもかまいません。※ただし、更新申請書の裏面の「主治医欄」「認定調査に係る連絡票欄」を必ず記載してください。（区分認定までに2～3か月程度かかります。）				
---	--	--	--	--

○障がい福祉課のホームページに様式あり ●任意様式等 ※必要に応じて別途追加書類を求める場合があります。

サービス種類等	提出書類			備考
	サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案の方	セルフプランの方	ケアプランの方	
・障がい福祉サービス ・障がい児通所支援 (以下のサービス等を除く)	1 ○更新申請書 2 ○計画案・週間計画表 3 ○モニタリング報告書	1 ○更新申請書 2 ○セルフプラン	○更新申請書 ●ケアプラン	※在宅支援を利用している場合は、左記の提出書類に加え、就労系事業所が作成する直近の個別支援計画及び当該計画のモニタリングの記録を提出してください。
・療養介護 ・施設入所支援 ・共同生活援助（GH）	○更新申請書（入所・療養介護・GH用） ○更新負担上限月額等認定申請書 ○計画案・週間計画表 ※利用者負担上限月額のみ更新時は不要 ○モニタリング報告書 ※利用者負担上限月額のみ更新時は不要 ○GH用契約家賃額証明書 ※共同生活援助（GH）のみ ●申請者の収入が分かる書類 ※施設入所支援・療養介護のみ ・障害年金等の金額が分かるもの （年金証書、年金の振込通知書または年金が振り込まれている通帳の写し） ・特別児童扶養手当証書 ・その他の収入（工賃証明書等） ●社会保険料等の必要経費が確認できる書類 ※施設入所支援・療養介護のみ （領収印のある領収書、通帳の写し等） ●資格確認書のコピー（発行されている方） ※療養介護のみ ●健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証のコピー ※療養介護のみ （認定を受けており、発行されている方） （発行されていない方は、マイナポータル内の健康保険証→限度額適用認定証関連情報の画面の写しを提出してください。）	○更新申請書（入所・療養介護・GH用） ○更新負担上限月額等認定申請書 ○セルフプラン ※利用者負担上限月額のみ更新時は不要 ○GH用契約家賃額証明書 ※共同生活援助（GH）のみ ●申請者の収入が分かる書類 ※施設入所支援・療養介護のみ ・障害年金等の金額が分かるもの （年金証書、年金の振込通知書または年金が振り込まれている通帳の写し） ・特別児童扶養手当証書 ・その他の収入（工賃証明書等） ●社会保険料等の必要経費が確認できる書類 ※施設入所支援・療養介護のみ （領収印のある領収書、通帳の写し等） ●資格確認書のコピー（発行されている方） ※療養介護のみ ●健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証のコピー ※療養介護のみ （認定を受けており、発行されている方） （発行されていない方は、マイナポータル内の健康保険証→限度額適用認定証関連情報の画面の写しを提出してください。）	○更新申請書（入所・療養介護・GH用） ○更新負担上限月額等認定申請書 ●ケアプラン ※利用者負担上限月額のみ更新時は不要 ○GH用契約家賃額証明書 ※共同生活援助（GH）のみ	
短期入所	○上記1～3 ○障がい児の調査項目（5領域20項目） ※児童が利用する場合のみ	○上記1～2 ○障がい児の調査項目（5領域20項目） ※児童が利用する場合のみ		※障がい児の調査項目（5領域20項目）は、小1年・小4年、中1年時点の更新の際に必要
就労継続支援A型 （※暫定支給期間終了の場合）	○更新申請書 ○モニタリング報告書 ○就労継続支援A型に係るアセスメント報告書	○更新申請書 ○就労継続支援A型に係るアセスメント報告書	○更新申請書 ○就労継続支援A型に係るアセスメント報告書	
児童発達支援	○上記1～3 ○医療的ケア判定スコア ※医療的ケア児の場合のみ	○上記1～2 ○医療的ケア判定スコア ※医療的ケア児の場合のみ		
放課後等デイサービス	○上記1～3 ○障がい児の調査項目（5領域20項目） ※1 ○放課後等デイサービスの就学時サポート調査 調査票 ※1 ○医療的ケア判定スコア ※医療的ケア児の場合のみ	○上記1～2 ○障がい児の調査項目（5領域20項目） ※1 ○放課後等デイサービスの就学時サポート調査 調査票 ※1 ○学校と放課後等デイサービス事業所との連携・情報の共有に関する同意書 ※2 ○医療的ケア判定スコア ※医療的ケア児の場合のみ		※1 小1年・小4年、中1年時点の更新の際に必要 ※2 支給量が10日を超える際に必要 ※2 同意書があれば、支給量が23日を超える場合でも理由書は不要だが、2回目以降の23日を超える申請の場合には、直近半年間において23日を超える利用実績が必要
18歳到達月の更新	○上記1～3 ○医療的ケア判定スコア ※医療的ケア児の場合のみ ※18歳到達月の翌月以降に居宅介護や短期入所等の障がい支援区分が必要なサービスを利用する場合は、当該区分が必要。	○上記1～2 ○学校と放課後等デイサービス事業所との連携・情報の共有に関する同意書 ※1 ○医療的ケア判定スコア ※医療的ケア児の場合のみ ※18歳到達月の翌月以降に居宅介護や短期入所等の障がい支援区分が必要なサービスを利用する場合は、当該区分が必要。		※1 放課後等デイサービスの支給量が10日を超える際に必要 ※1 同意書があれば、放課後等デイサービスの支給量が23日を超える場合でも理由書は不要だが、2回目以降の23日を超える申請の場合には、直近半年間において23日を超える利用実績が必要
・移動支援 ・日中一時支援	○更新申請書 ○週間計画表	○更新申請書 ○週間スケジュール	○更新申請書 ○週間スケジュール	